

SMBC 前について

1. ベンチとプランターの方針

○ベンチとプランターは目黒区に帰属し、「道路付属物」として位置付ける。(世田谷区管理の緑道にあるベンチと同じ扱い)

↳道路使用許可・道路占用許可は不要

○都市利便増進協定を区とジェイスピリットで締結する。

↳ベンチ・プランターの維持管理や事故等があった場合の対処をジェイ・スピリットの役割とする内容



SMBC 前の状況



世田谷区の緑道の状況

2. (仮称) 補助 127 号線利活用検討会について

検討会の内容は、5月のまち運営会議での報告と同内容とし、第1回協議会を8月下旬～9月上旬に開催する方向で調整を行う。

(仮称) 補助 127 号線利活用検討会 (案)

1. 目 的

区は令和 6 年 12 月に都市計画道路補助 127 号線の用地を取得し、令和 7 年 4 月より道路として供用開始をした。またこの土地では、従前より土地所有者とジェイ・スピリットの間で「都市利便増進協定」を締結し、ベンチやプランターを設置することで地域の憩いの場を創出していた。

このことから、区管理の道路となった後も、日常は憩いの場、イベント時にはにぎわい創出の場として利活用するため、「都市利便増進協定」を引き継ぐ形で区とジェイ・スピリットが協定を締結し、その方策を関係者と共に検討・実施していく。

2. 検討対象地

SMBC 前広場 (道路用地)

3. 主 催

- ・目黒区 (街づくり推進部都市基盤整備課)
- ・ジェイ・スピリット

4. メンバー

目黒区→街づくり推進部都市基盤整備課
街づくり推進部地区整備課
都市整備部土木管理課自転車対策係・監察係
地 元→ジェイ・スピリット
自由が丘商店街振興組合
三井住友銀行自由が丘支店
しらかば通り会

5. 議題と進め方

① 経緯・前提条件説明

都市基盤整備課→現場の張り紙やベンチ等移設の経緯と効果
都市利便増進協定について
土木管理課 →道路の制限や使用手続きについて
→放置駐輪禁止区域について

② 地域が求めることの整理、対策検討

③ 対策実施

④ ②と③の繰り返し、有効な対策を検討

6. 開催日時

第 1 回協議会を 6 月下旬に予定